

令和8（2026）年8月14日

建設工事受注業者の皆様へ

世田谷区施設営繕担当部

施設営繕第一課長 野元 憲治

施設営繕第二課長 大槻 一隆

公共施設マネジメント課長 高橋 一久

世田谷区営繕工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた
積算基準（建築工事編）の設計変更の運用について

日頃より、世田谷区政並びに営繕工事へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。この度、受注者の皆様が安心して施工できる環境を整備する観点から、昨今の中東情勢の変化に伴い供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材について、代替品の調達や流通経路の見直しをする場合等に、追加で必要となる経費（以下、「別途調達経費」という。）を積算基準（建築工事編）における設計変更により取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象工事

世田谷区施設営繕担当部の起工する建設工事

2. 調達検討資材

供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

3. 設計変更の流れ

- （1）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。
- （2）調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合のうち、別途調達経費が掛かる場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
 - ③ 調達検討資材の調達に別途調達経費が掛かる場合
- (3) 発注者は、受注者から別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出を受け、妥当性を確認の上、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4. 積算方法

- (1) 設計変更は、工事目的物の部分及び全部引き渡し又は他の変更に合わせて行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。
- ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

該当部分の設計数量 $\leq$ 証明数量 → 該当部分の設計数量を対象数量とする。

証明数量 $<$ 該当部分の設計数量 → 証明数量から施工ロスを考慮して、対象数量を算出する。

注) 設計数量：積算上の数量（ロスなどを含まない数量総括表や図面等の施工数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※但し、代替可能な部位のみへの適用など変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、選定した材料の施工要領書等に沿い受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) ②③の設計変更に用いる材料単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。①代替材料への変更にあっては、代替材料の最新の複合単価による。②③の購入価格の変化及び調達経費の増加にあっては、その差額を代価表にて作成し、対象数量を計上するものとする。
- 複合単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 25 条（スライド条項）の対象外とする。

5. 工期変更

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

6. 適用

本運用は、令和８年８月１７日以降に起工する工事に適用する。

なお、令和８年８月１６日以前に起工した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。